

身体障がいの方が自動車を運転するのに 必要な改造に係る費用を助成します

◆対象者

道路交通法に規定する「**免許の条件**」を付された身体障がい者
(運転免許証に身体障がいに係る条件が記載されている身体障がい者)
※記載例：左アクセル、手動アクセル・ブレーキ等

◆対象改造

運転免許証に記載された条件に合致した改造
(**本人名義の車で、本人の運転に係る改造**に限る)
※リフトなどは不可

◆助成額

10万円を上限に、改造に係る費用の実費を助成
※改造に係る部品代及び工賃

◆所得制限

あり。本人及び扶養義務者の所得について、特別児童扶養手当の所得制限額に準じて判定。

◆申請手順

- ① 免許に条件を付け、**改造着工前**に障がい福祉課へ申請
- ② 1週間程で支給決定の可否を通知
- ③ 支給決定通知を受け取り後、改造着工
- ④ 提出期限（決定から概ね1か月後）までに改造完了届を提出
※完了届には、必要な添付書類があります
- ⑤ 完了届提出から1か月程度で本人の指定口座に助成金を振込み

(裏面に続く)

◆申請に必要なもの

- ① 運転免許証の写し
- ② 改造箇所及び費用を明記した見積書（原本）
※社印が押してあるもの
※見積書を発行する業者は、完了時に必要な領収書の業者と同一としてください。
- ③ 改造部品等のカタログの写し
- ④ 申請書
- ⑤ 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）

◆完了届に必要なもの

- ① 身体障がい者用自動車改造費助成金支給決定通知の写し
- ② 施工業者の領収書の写し
※領収書を発行する業者は、見積書の業者と同一としてください。
※新車等で車代と改造代が合算されている場合は、改造分としての金額をただし書き等で追記してください。
※申請時の見積金額と領収金額が異なる場合は、請求書（写）も添付
- ③ 自動車検査証（写）※所有者が申請者本人名義であること
- ④ 改造部分及び車両全体（ナンバーが確認できる）の写真（コピー可）
※③と④のナンバーは同一であること
- ⑤ 完了届（支給決定通知と併せて送付します）

【問合せ】

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市役所 障がい福祉課 給付担当

【TEL】(0565) 34-6751

【FAX】(0565) 33-2940

【E-mail】shougai_hu@city.toyota.aichi.jp